

二ツ屋病院訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団芙蓉会二ツ屋病院が開設する二ツ屋病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を維持するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師やその他の従事者（以下看護師等という）が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（以下「訪問看護」という）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針及び事業)

第2条

ステーションの看護師等は心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

- (1) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - ① 健康保険法に基づく訪問看護事業
 - ② 介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業
 - ③ 家庭における看護・介護に関する情報の収集及び調査研究
 - ④ 介護者・要介護者・要支援者に対する家庭での疾病、看護・介護に関する知識の普及、相談助言、高齢者の福祉増進の向上及び啓発に関する事業
 - ⑤ 在宅看護のサービス資質の向上、看護学生等の教育育成及び指導に関する事業
 - ⑥ その他、前条の目的を達成するため必要な事業

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 二ツ屋病院 訪問看護ステーション
- (2) 所在地 石川県かほく市二ツ屋ソ72番地 二ツ屋病院内

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名 (常勤兼務)
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- (2) 看護職員 常勤換算で2.5名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要に応じて配置する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。
- (4) 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日　　月～金曜日とする（土・日・祝日、年末年始、8月1日、8月15・16日休み）
- (2) 営業時間　　8：30～17：00
- (3) 緊急時は、病院に連絡していただき、営業時間内であれば、看護師が対応する。営業時間外であれば、日当直医が対応する。

(訪問看護の提供方法)

第6条

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用者のかかりつけの医師が交付した「訪問看護指示書」に基づいて、訪問看護計画を作成し訪問看護を実施する。

(訪問看護計画の作成・変更)

第7条

- (1) 看護師等は主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、必要となるサービス種類ごとに訪問看護計画を作成し、これに従って計画的にサービスの提供を行う。
- (2) 訪問看護計画には療養上の目的や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載する。
- (3) 看護師等は次のいずれかに該当する場合には第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い訪問看護計画の変更を行う。
 - ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
 - ② 利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- (4) 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなどの必要な援助を行う。
- (5) 看護師等は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、訪問看護計画を利用者及び後見人又は家族に対して説明し、その同意を得るものとする。

(訪問看護の提供拒否の禁止)

第8条

訪問看護サービスの提供を求められた時、適正な理由なく提供を拒んではならない。

(訪問看護の内容)

第9条

訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状を含む全身状態の観察、医師の指示による処置
- (2) 日常生活の援助（清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等）
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア
- (5) 認知症患者の看護

- (6) 在宅療養を継続するために必要な介護方法の教育助言
- (7) カテーテル等の管理
- (8) 在宅におけるリハビリテーション

(緊急時における対応方法)

第10条

- (1) 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
- (3) 訪問看護開始に際して、あらかじめその利用者や家族に対して、緊急時の看護処置方法についての指導と連絡先及び連絡方法を説明しておく。
- (4) 二次救急については利用者及び主治医と連絡調整のなかで話し合いを行い、利用者、主治医の了承を確認しておく。
- (5) 契約の有効期間中、地震、台風、大雨等の天災その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負わない。しかし、感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努める。
(※石川県訪問看護ステーション連絡会においてはこのような事態に備え、協力ステーション体制を整えています)

(利用料)

第11条

<介護保険>

- (1) 訪問看護を提供した場合の利用者負担額は介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じてサービス費用のうち1~3割までのいずれかの負担とする。
- (2) 訪問看護を提供した時間帯で、早朝・夜間においては所定単位数の25%加算とする。
- (3) 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者、又その家族に対して趣旨の理解を得ることとする。
- (4) 訪問看護に要する交通費は次のとおりとする。
かほく市、宝達志水町、津幡町、内灘町、羽咋市全域は無料とする。
- (5) 日常生活に必要な物品は実費とする。
- (6) 死後の処置料は材料代を含めて12,000円とする。

<医療保険>

- (1) 訪問看護を提供した場合の利用者負担額は訪問看護療養費の額とし、それぞれの保険負担割合により算定する。
- (2) 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者、又その家族に対して趣旨の理解を得ることとする。
- (3) その他、追加利用料として、次の額を徴収する。
 - ① 営業時間内で1.5時間を超える訪問看護料は30分あたり1,000円を加算する。
 - ② 営業時間外(時間外、休日)で1.5時間を超えた場合、30分あたり2,000円を加算する。

- ③ 日常生活に必要な物品は実費とする。
 - ④ 死後の処置料は材料代を含めて 12,000 円とする。
 - ⑤ その他個人契約により別途サービスとして長時間に及ぶ訪問看護は、相談に応じるものとする。
- (4) 訪問看護に要する交通費は次のとおりとする。
かほく市、宝達志水町、津幡町、内灘町、羽咋市全域は無料とする。

<キャンセル料>

①利用者がサービスの利用を中止する際にはすみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先：代表 076-281-0172／直通 076-208-3215 (8:30~17:00)

②利用者の都合でサービスを中止する場合にはできるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がお宅に伺った場合は、キャンセル料を申し受けこととなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料（2,000 円）は不要です。

<自費サービス>

- (1) 訪問看護の自費サービスは要相談とする。

(相談・苦情)

第12条

ステーションは、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に迅速かつ誠実に対応し、必要な処置を講じなければならない。相談・苦情については、対応した者が必ず「苦情相談記録票」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎをする。

(事故発生時の対応)

第13条

- (1) ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (2) ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(衛生管理等)

第14条

- (1) ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- (2) ステーションは、ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第15条

通常の事業の実施地域は、かほく市、宝達志水町、津幡町、内灘町、羽咋市の区域とする。

実施地域以外からの利用要請があった場合は、実施地域を越えた地点から 1 kmにつき、20 円を徴収する。

(非常災害時の対応)

第16条

- (1)ステーションは非常災害時に備え、定期的に防災訓練を行う。なお、この防災訓練は医療法人社団芙蓉会二ツ屋病院と合同で行うものとする。
- (2)ステーションはサービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、事業所が定める防災計画及び事業継続計画に基づき、利用者の安全を確保するために必要かつ適切な措置を講じる。
- (3)ステーションは非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携等を隨時確認する。

(業務継続計画の策定等)

第17条

- (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2)ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- (3)ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止)

第18条

- 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2)虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3)看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束の原則禁止)

第19条

- (1)ステーションでは利用者の尊厳を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全てが身体的拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き原則として身体拘束を行わない。
- (2)やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性及び一次性の3つの要件を全て満たすこと）を記録するものとする。

(3) 身体拘束適正化委員会を設置し身体的拘束適正化を目指すための取り組みを行う。また、職員に対し定期的に研修を実施する。

(ハラスメントの防止)

第20条

- (1) ステーションは、介護の現場で働く従業者が安心して就労できるよう、安全かつ健全な労働環境の維持に努め、ハラスメントの防止に取り組む。
- (2) ハラスメントには、次のような行為が含まれるものとする。
- ① 身体的な力を用いた危害の加害またはそのおそれのある行為
 - ② 人格や尊厳を傷つけるような言動、態度、侮辱的または威圧的な対応
 - ③ 意に反する性的な言動や、好意・接触などを強要する行為
- (3) ハラスメント事案が発生した場合は、マニュアル等に基づき速やかに対応するとともに、再発防止のための会議等を実施し、必要な対策を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第21条

- (1) ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け業務体制を整備する。
- ① 採用時研修（採用後 3ヶ月以内）
 - ② 業務研修（年3回以上）
- (2) 職員は業務上知り得た秘密を保持する。退職後も同様とする。
- (3) 総務、医事、会計、用度等事務的な業務の一部を病院に依頼できる。
- (4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、病院長及び看護部長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- (5) 利用者に対して行った訪問看護に関する記録、苦情相談記録票、事故報告書等の記録は、契約の終了後 5 年間保管する。

附則 この規程は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附則 この規程は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附則 この規程は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

附則 この規程は、令和 7 年 10 月 6 日から施行する。